

身体的拘束適正化のための指針

医療法人 健秀会
介護老人保健施設 なでしこ

平成 30 年 5 月 31 日作成

平成 30 年 6 月 1 日施行

身体的拘束適正化のための指針

1 理 念

身体拘束は利用者の自由を制限する事であり、尊厳ある生活を阻害するものである。

当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が、身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

2 基本方針

- ① 身体拘束を適正化することを目的として、「身体拘束廃止委員会」を設置する。
- ② 当施設においてはサービス提供に当たり、当該利用者又は他の利用者等の生命また身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止する。
- ③ 緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合
本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ本人・家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。
- ④ 日常ケアにおける留意事項
身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。
 - 1、利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
 - 2、言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
 - 3、利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し多職種連携で個々に応じた丁寧な対応を致します。
 - 4、利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。
 - 5、「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

3 委員会の設置

身体拘束廃止委員会は、3ヶ月に1回開催し、次のことを検討する。

- 1、高齢者虐待・身体拘束等に関する規定及びマニュアル等の見直し
- 2、利用者の身体拘束ゼロを目指して、利用者に対し身体拘束をすることがないよう、安全な環境を目指して職員教育や訓練、施設の整備等の実施
- 3、「身体拘束」が発生した場合において、状況、手続き、方法について他職種で検討し、適正に行われているかを確認する。
- 4、身体拘束廃止に関して職員全体への研修の企画・実施
- 5、施設内でのケアの見直しを実施し、利用者に対して適切なケアが実施されているかを検討する。

◎委員の構成

- | | | |
|----------|---------------|-----------------|
| ・施設長 | ・RM(リスクマネジャー) | ・SM(セーフティマネジャー) |
| ・看護職員 | ・介護職員 | ・理学、作業療法士 |
| ・介護支援専門員 | ・栄養士 | ・相談員 |

◎委員会の開催

- ① 定例委員会
3ヶ月に一回開催とする。
- ② 緊急カンファレンス
利用者に拘束の必要が生じた場合利用者の生命、身体のおそろい急な事態(数時間以内に身体拘束を要す場合)では、多職種連携での委員会を開催できない事が想定される。その為、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録する。

4 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を実施する。

◎新人採用時には、身体的拘束廃止の研修を実施する。

◎毎年3月に職員研修会、年間予定表を作成し年間2回の身体拘束廃止の研修を実施する。

5 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定

「サービスの提供に当たっては、当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為を行ってはならない」

(1) 3つの要件を全て満たすことが必要

以下の3つの要件すべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」、「緊急カンファレンス」等で検討、確認し記録しておく。

切迫性 … 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
※「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

非代替性 … 身体的拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
※「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体的拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。
また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

一時性 … 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
※「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束的時間を想定する必要がある。

(2) 5つの基本ケアを徹底する

5つの基本的ケア

以下の5つの基本的なケアを実行することにより、点滴をしなければならない状況や、転倒しやすい状況を作らないようにすることが重要である。

① 起きる

人は座っている時、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることが分かるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩である。

② 食べる

食べることによって人にとって楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

③ 排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、オムツを使用している人については随時交換が重要である。オムツに排泄物がついたままになっていれば気持ち悪く、「オムツいじり」などの行為に繋がることになる。

④ 清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔であれば痒みの原因になりそのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚をきれいにしておけば、本人も快適になり、また周囲も世話をしやすくなり、人間関係も良好になる。

⑤ 活動する

その人の状態や生活歴にあった良い刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽・工芸・園芸・ゲーム・体操・家事・ペット・テレビなどが考えられる。言葉による刺激もあるし、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよ、その人らしさを追求する上で、心地良い刺激が必要である。

介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認する。

カンファレンスで確認した内容を身体拘束廃止委員会に報告し、身体拘束を行う選択をした場合は、目的理由、時間帯、期間等について検討し、本人、家族に対する同意書を作成する。

② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し十分理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態等を確認説明し、同意を得た上で実施する。

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その対応及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に掲示できるようにする。

④ 拘束の解除

③の記録と身体拘束廃止委員会での再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、本人、家族に報告する。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧について

この指針は公表し、利用者・家族・職員等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

7 その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共有認識をもち、拘束をなくしていくように取り組む必要がある。

- ・マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束を実施していないか
- ・認知症高齢者であるということで安易に身体拘束を実施していないか
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで安易に身体拘束を実施していないか
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか本当に他の施策、手段はないのか

※身体拘束等に準ずる行為と感じたら、情報を公表することが職員としての責務である。

附則

この規定は、平成30年5月31日 作成
平成30年6月1日 施行